

1. 研究テーマ

NPO の運営 ～収入源・法人格・行政・企業の比較～

2. 研究目的

- ① 収入源と法人格について
- ② NPO と行政の関わり・比較
- ③ NPO と企業の比較

テーマ理由・・・私たちは夏季に NPO でサービスマーケティングの活動を行い、活動先の方々の話から現在の状況として行政から助成金が少なく、どこの NPO も運営が苦しいを知り NPO がどのように運営されているか研究し自分達の活動先の現状と課題を明らかにしたいと考えたからである。

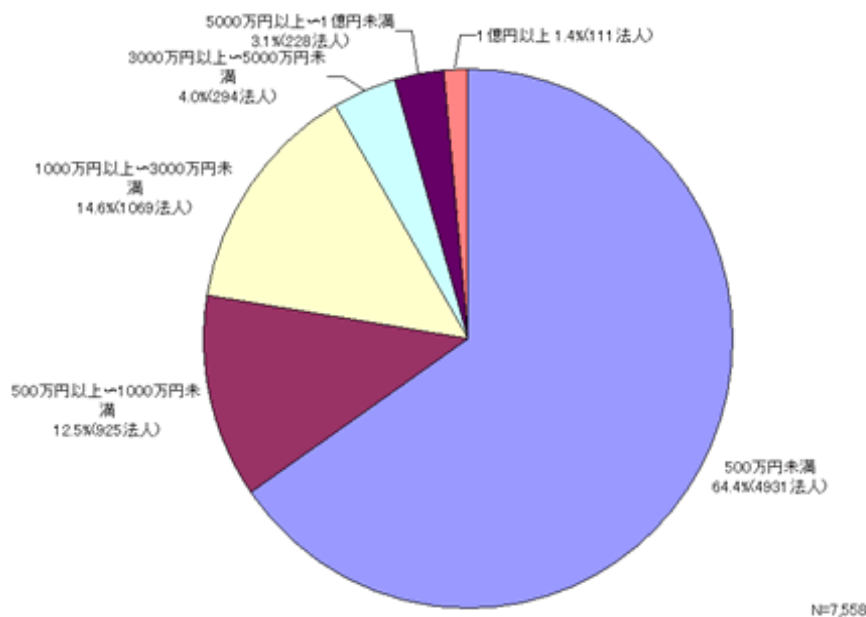
3. 研究方法

- ① 収入源、任意団体、社会福祉法人と NPO の比較を参考文献・インターネットを用いて活動先との経験を踏まえて考える。
参考文献「NPO の経営」坂本文武／日本経営新聞社／2004 年
「NPO 入門」福島達也／J リサーチ／2007 年
「NPO 新時代—市民性創造のために」田中弥生／明石／2008 年
内閣府ホームページ www.npo-homepage.go.jp 2009 11 21
NPO 法人データベース NPO 広場 www.npo-hiroba.or.jp 2009 11 22
NPO 設立支援室「NPO 法人の作り方」<http://npo.ii-support.jp> 2009 11 22
(担当：岡本・兼松)
- ② NPO と行政の関わりや比較から NPO の運営状況を参考文献から調べ活動先との経験を踏まえて考える。
参考文献 「NPO と行政の協働の手引」新川達郎／社会福祉法人大阪ボランティア協会／2003 年
「市民自治の可能性～NPO と行政 我孫子市の試み～」福島浩彦／株式会社ぎょうせい／2005 年
「NPO を考える」伊佐淳／創成社／2008 年
(担当：井奈波・鋤元)
- ③ NPO と企業の比較を行い、NPO と企業の協働について参考文献やインターネットを用いて調べ活動先の経験を踏まえて考える。
参考文献 「NPO を考える」伊佐淳／創成社／2008 年
日本 NPO センター <http://www.jinpoc.ne.jp> 2009 11 22
(担当：中園)

①財源について

NPOの収入源は会費、寄付金、助成金・補助金、受託事業収入、事業収入などが挙げられる。助成金は民間財団からNPO活動を支援するために提供される資金であり、補助金は行政機関から同じ趣旨で提供される資金である。また受託事業収入は企業や行政機関から委託される事業についてくる資金である。企業と比べて収入源が多様なことがNPOの特徴の一つである。また行政と違い、税金収入や地方交付税など安定した収入がない。しかしスタッフが自ら考え、行動できるので範囲が限られておらず自由に活動できるといった利点もある。

次に全国のNPOがどれくらいの収入を得ているのか調べてみる。全国のNPOの財政規模別割合グラフを見てみると、500万円未満が全体の64%を占め、5,000万円～1億円未満、1億円以上を合わせても4.5%である。その中で知多半島のNPOでは、収入が1億円を超える団体が4つあり、5,000万円～1億円の収入がある団体は5つある。(地域福祉サポートちた 法人設立10周年記念誌 参照) このことから全国の中でも知多半島のNPOが優れていることがうかがえる。NPOには17の活動分野があるが、その中でも「保健・医療・福祉」分野に従事するNPOの比率が高く、収入規模が大きいことが分かった。知多半島のNPOがたくさん事業収入を得ているのは、これだけではないが、「保健・医療・福祉」分野に従事していることも挙げられる。



<http://www.npo-hiroba.or.jp/know/analysis.html>

①-2 法人格について

法人格を取るとはメリットやデメリットがある。メリットとして一番に挙がるのが契約の主体になれるということである。任意団体の場合は、代表者個人の名義で契約することになるため、業者や企業などとの契約が難しいが、法人格の取得により可能になり活動の幅を広げることができる。そして個人より信頼を得やすく、また団体の資産を個人の資産と分けられるので、代表者が変わるたびに契約を変更する必要がなくなり、代表者の過大な法的負担も軽減することができる。また、年次に活動報告や決算情報を所轄庁に提出する義務があり副次的に活動の情報公開がすすむ。このように任意団体と比べると法人と

して組織活動をする方が、社会的信頼が高まると考えられている。例えば事務所を構えたり、専従の職員を雇ったりするような場合は、法人格がある法が有利である。しかし、任意団体にはない法人格のデメリットも存在する。まず、法人格なので、行政への報告や情報公開が義務になる。そして課税対象として活動を捕捉されるようになる。NPO 法人の場合、会費、寄付金、助成金、補助金などは原則非課税だが、その他の収益事業は営利団体と同じように課税されるようになる。

次に同じ法人格を持った社会福祉法人与比較を試みる。

	根拠法	定義	設立の要件	所轄庁
NPO 法人	特定非営利活動促進法	17 分野の活動を主たつ目的としている不特定多数の利益のために活動	10 人以上の社員 資本金不要	都道府県 内閣府
社会福祉法人	社会福祉法	法律に特定された社会福祉事業を行う団体	社会福祉事業に必要な資金 1000 万以上	都道府県 厚生労働省

同じ法人格であっても、根拠法から、設立の要件まで内容は異なっている。活動の自由度については、社会福祉法人などはそれぞれの主務官庁や法律で定めた事業の範囲がありそれを越えた活動はできないが、NPO は法律で決められた 17 分野の活動と種目的ならば幅広い活動が保障される。

②NPO と行政の関わり・比較

◆NPO と行政の特性

NPO・・・地域社会の課題に取り組んでいく「自発性」「チャレンジ性」、地域に貢献することを通じての「自己実現の重視」、自分たちが直面している課題を仲間とともに解決していく企業や行政にはない特性がある。

行政・・・基本的に 1 年間の予算に基づいて仕事をする。公平性を重視しなければならない。

◆NPO と行政の相違点

1. 行政が公平性の原理に基づき、施策を展開しているのに対して NPO の場合は公平性である必要はない。
→NPO の提供するサービスは、市内の各地域どこでもそのサービスが受けられるというわけではなく基本的には必要とされている地区でその NPO のサービスにニーズがある地区で提供する。よって、行政の提供するサービスしかない地区と行政のサービスに加え NPO のサービスの提供される地区もある。
2. 行政が画一的に行政サービスを提供しているのに対して NPO の場合は、地域ごとに異なったきめ細かな対応をする。
→NPO であれば、それぞれの地区のニーズから始まることが多いのである地区では 4～6 歳を対象とする事業、別の地区では小学生低学年～高学年を対象とする事業という

サービスの仕方が可能。

3. 意思決定の場にボランティアが参画できること

→行政にもボランティアがかなり関わっており、福祉施設や病院などでボランティアの活躍を目にするがそれはどれも現場であり行政施策を決定する場ではない。

一方で NPO は意思決定の場である総会や理事会にもボランティアが積極的に関わっていることが多い。つまり、何かに取り組む時ボランティアによる意思が反映される機会も多いのである。

◆協働によって得るメリット

協働とは、性格の異なる主体が対等な立場でそれぞれの得意とするところを活かして共通の目標に向けて協力することである。

<行政にとってのメリット>

- ・行政の政策形成能力の限界が NPO によってカバーできること。
- ・財政赤字の拡大を防ぐ効果がある。
- ・協働を通じての市民と行政の信頼関係の回復が図れる。

<NPO にとってのメリット>

- ・行政との共同により社会的な信用力が高まる。
- ・資金面に結びつく。
- ・NPO のエンパワーの向上につながる。

したがって NPO は私的所有の民間組織であることから民間性という NPO と行政の大きな違いがあり、NPO と行政がそれぞれの主体性を発揮し合って相乗効果をあがる必要がある。

③NPO と企業の比較

NPO と企業とは何が異なるのか調べると、「営利を追求しない、ミッション優先の経営姿勢、ボランティアの存在、多様な資金源」という 4 つの NPO と企業の異なる点を見つけることができた。

(1) 営利を追求しない

所有形態という観点からいえば、NPO は民間組織の一種であるので、企業と同じく私的所有である。しかし、組織目的という点では、営利ではなく、利潤追求以外のことにあるという点が異なる。

民間企業の場合は、一般に世の中で求められているものを製品やサービスという形で実現し、利潤をできる限り追求することが目的であるといえる。一方、非営利は全く収益をあげてはならないという意味ではなく、利益が生じた場合、NPO の積み立てにしたり、投資に回したりすれば良いと考えられている。

(2) ミッション優先の経営姿勢

NPO の目的は利潤の追求ではなく、ミッションの追求である。ミッション優先の経営姿

勢であるという点が企業と異なる。NPO 法人の場合、定款に記載されている「目的」のような社会を目指して活動し、最終的にどんな問題を解決するのかを示すものである。NPO の存在意義の根底には、現状を改革し、新しい社会を創り上げていくというような思想がある。

(3) ボランティアの存在

ボランティアの存在は、企業と NPO の異なる点の一つである。NPO 法人には、最高意思決定機関の社員総会から実行委員会まで、組織のどの段階・機械にもボランティアが存在する。NPO は、ボランティアの存在抜きにしては考えられない。

(4) 多様な資金源

企業と NPO との相違点に、いろいろな資金源があることがあげられる。NPO 法人の資金源は、会費、寄付金、特定非営利活動にかかる事業からの収入、その他事業からの収入、助成金、補助金、借入金、利息収入の大きく 8 つに分けることができる。資金の使い道が自由になるかどうかという視点では、会費、寄付金、自主事業収入、利息収入が法人にとって望ましい資金源であるといえる。

③-2 NPO と企業の協働

また、これまでの NPO と企業の関係は、企業からの寄付や製品提供などが主流だったが、近年 CSP(Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任)という考え方が広がり、これまでの一方的な関わりから、企業活動に NPO のノウハウを活かすような双方向の関わりを持った事例もでてきた。NPO が企業に対して提言したり、第三者的な立場で評価したり、批判的なコメントをしていくことも社会的には重要な意味がある。企業によっては従業員の社会参加の機会をできるだけ増やしたいとの思いから、従業員が参加できる機会を持つプログラムを提案する NPO との協働を積極的に進めるところも出てきている。

以上の結果、企業と NPO ははっきりとした違いがあるということがわかった。また、少人数ではあるが、企業との協働を積極的に行っている NPO があるということもわかった。

5. 活動先の現状と課題

<ふれあいネットワーク美浜>

◇ふれあいネットワーク美浜は行政との関わりをもっているか。

・行政との関わりはもっていない。なぜなら NPO は利用者・活動者・援助者の三者に独立してしまうためである。県が NPO を立ち上げるときに必要な定款を作るためにマニュアルを渡され定款を作成するときだけや立ち上げるときだけ行政と関わりをもつだけでその後は役場にどういことをしたか報告する。したがって、行政などの上層部と実際こちらのような末端の活動との連絡はない。

◇行政との関わりを今よりもった方がいいと思うかまた、持つべきだと考えるか。

・上層部の方との関わりがないため、こちら側が知っていても相手は知らないで寂しいと感じる。また、代表の猪口さんはもっと行政との関わりをもちたいと考えており、行の枠の中や何かこうして欲しいというわけではなく、行政の片脇でよいのでこのよう NPO があと知っていて欲しいということが現状である。

◇これからの行政と関わりについての課題

- ・行政はもっと目線を下げてほしい。(役場の職員の研修をしっかりと行って欲しい)
- ・社会福祉協議会からの個々のNPOの仕事の連携はしているが、行政と個々のNPOが意見交換する場が必要である。

私の活動先である、美浜町にあるネットワーク美浜の方に、「NPOを始めたきっかけは、自然なこと」だと言われていた。また、ネットワーク美浜の場合、法人格を取って変わったことは信用度位であるそうだ。資金源には、8つの種類があるということがわかっていたのだが、ネットワーク美浜は会費と事業収入だけであった。企業との関係は全くなく、美浜町が福祉的發展を遂げるためには、企業・病院・行政・社会福祉協議会・地域住民が終結し、意見交換を行う場所が必要であると言われていた。ネットワーク美浜の課題については「宣伝不足なので、アピールしていきたい。」と語られた。これから、活動を通して知ることができたネットワーク美浜の魅力を地域の方に伝えるお手伝いをしていきたいと思う。

<はっぴいわん大府>

はっぴいわん大府は、「いつ来てもいい、いつ帰ってもいい、もう1つの家」という理念の下、地域の高齢者の方の居場所作り生きがい作りを行っているNPO法人である。活動内容は、ボランティアの方が作った昼食の提供や、月に何日か行われている生きがい作りのための教室などを行っている。また、地域の方が気軽に立ち寄れる居場所としても大変大きい役割を果たしている。そのため賛同してくれる人たちも多く、地域の方を始め社協や市役所の職員の方が会員になり、活動当時で139名の方が正会員である。そんな、はっぴいわん大府のこれからの課題として、高齢社会でより高齢者にとって地域での居場所が必要になる中で、どのようにこのような活動を広めていくのか、そして活動理念の最終目標である助け合いの仲間作りができる地域にするために、はっぴいわん大府が更に人と人が繋がることのできるそんな場所になることだと思う。

<りんりん>

りんりんでは2009年現在、1億1700万円の事業収入である。(地域福祉サポートちた 法人設立10周年記念誌 参照) りんりんの収入割合は介護保険事業68%、障害福祉16%、寄付金0.2%、会費収入0.8%、自主事業10%、助成金・委託費3.9%、その他1.1%で構成されている。りんりんでは働いている従業員は常勤14名、職員52名、登録ヘルパー67名である。

収入の約8割が介護保険事業・障害福祉事業であって、助成金・委託金に頼ることなく大きな活動を広げているのは、他のNPOを見ても珍しいことがわかる。しかし、たくさん事業収入にも関わらず、社会福祉法人ではなくNPO法人として活動しているかについては制度上ハードルが高いからだそうだ。そんな、りんりんのこれからの課題としてはヘルパーも高齢化しているため、若い人たちのヘルパー活動をどのように広めていくかだそうだ。りんりんの活動で学んだ、利用者の方に行き届いたサービスや個人を尊重する姿勢などの魅力を、私が他の人に伝えることができれば、若い人もヘルパーに参加してくれると思う。

6. 私たちの提案

①NPOは安定した収入ではないため、活動を維持していくことは容易ではない。そのため持続して経営していけるように、経営体制や制度が必要である。

また、2000年4月から始まった介護保険制度では、法人格を取得したNPO法人が基準を満たせば、介護保険の指定事業者となる。これにより、NPOの活動範囲を大幅に拡大し、社会福祉法人や医療法人と同じく指定事業者として参入できるようになった。住民のニーズに応えるため、住民自身がNPOを組織し、介護サービス分野に参入するNPOと社会福祉法人、一般の営利法人による事業との間に大きな差異がなくなりつつある。その結果、課税の公平・中立という観点から、異なった法律に基づいて設立された法人間での税制上の優遇措置については見直しの必要がある。

②NPOと行政の関わり・比較を行いNPOと行政はお互いに自らの責任で活動しながらも誰もが住み慣れた自宅で安心して暮らせるように共通の目標に向けて連携していく必要があると思う。また、補助や委託を受けたからといって行政にすべて寄り添うものではなく良くない点を感じた時はしっかり指摘し合ってNPOのミッションと照らし合わせながら批判すべきことは批判する姿勢をとることもお互い高め合う一つの方法だと思う。そして、活動先との現状や問題を通し、格NPOの活動の方々の日頃行っている事業などを知ってもらい悩んでいることや問題を抱えていること、行政に対しての思い・考えを伝えるきっかけとして行政と個々のNPOが関わる機械や場を少しでも増やしていけたらよいのではないかと提案する。

③NPOと企業の比較を行い、夏に私たちが活動したNPOがどのように運営されているのかがわかった。NPOの成り立ちを理解したうえで、2つのことを提案したいと思う。

企業から発生したNPOは両者の協働が可能であるが、ほとんどのNPOは企業との協働が難しいので、社会福祉協議会や、企業、病院、行政が協働出来る場を作ることが必要であると考え。協働できる場とは、意見や情報を交換し合える場所のことである。

もう1つは、私が活動を行ったネットワーク美浜だけで言えることではなく、ほかのNPOにも当てはまることだと思うが、もっと地域の人に存在を知ってもらい、地域住民と一緒に活動していくことだと考える。これを達成するためには、地域の報告に紹介文を掲載したり、ポスターを作成して宣伝したりすることができる。たくさんの人に参加してもらい、たくさんの人の手によってよりよい活動を行っていくことができればいいと考える。

以上